

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-02-05

なし

---

(発行年 / Year)

1910

一 借入金

各地建物賃借敷金ノ類ニ慣例ノ件屋中  
第一 不動産ノ賃借ニ借入ヨリ借入ノ敷金ヲ  
入ルノ慣例ハ金管内一様ナラストモ凡ハ概シ共  
慣例ナリ

第二 敷金ハ概シ家屋及ヒ宅地ノ賃借ニ限ル  
トモ凡ハ稀ニ耕作地ノ賃借ニモ敷金ヲ入  
ルノ慣例アリ

第三 敷金ノ預リ主ハ其利子ヲ拂フナレ  
第四 敷金ヲ入ルノ目的ハ家賃差込ノ貸地科不  
拂ノ補償ニ當リトス

第五 敷金ヲ入ルノ目的既ハ前項ノ如クナレ  
テ貸主ハ敷金ヲ以テ借賃ノ不拂其他損失  
ノ補償ヲ求ムルコトヲ得ル勿レトス

内務省

第六 借借満期ニ至リ借主未ダ其義務ノ辨  
清リ了ヘザルハ貸主ハ其敷金ヲ返シテモ  
右ノ属中候也

明治廿六年八月十二日 陸軍省 高崎親立印

旧防大佐的爵井上 殷香 殿